

特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）について

制度

介護保険施設に入所したり、短期入所（ショートステイ）サービスを利用したりした時は、サービス利用料（1割～3割負担）のほかに、「食費」・「居住費（滞在費）」が自己負担となります。介護保険課に申請し、決定された負担限度額認定証を提示することで、「食費」・「居住費（滞在費）」が、下表の料金（軽減後）でご利用いただけます。

対象となるサービス

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）
- ・（介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）

対象条件 軽減を受けられるのは、次の3つの全てに該当する人です。

- 1 本人及び同一世帯の人全てが市町村民税非課税者であること
- 2 本人の配偶者（別世帯も含む）が市町村民税非課税者であること
- 3 預貯金額が年金収入額等に応じて、下表の金額以下であること

利用者負担段階	審査要件		食費の負担 限度額 (日額)	居住費の負担限度額（日額）			
	年金収入額等 ※1	預貯金額 (配偶者含む) ※2		ユニット型 個室	ユニット型 個室の 多床室	従来型個室	多床室
第1段階	————— (生活保護受給者)		300円 【300円】	820円	490円	490円 (320円)	0円
第2段階	80万円以下 の場合	650万円以下 (1,650万円以下)	390円 【600円】	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階①	80万円を超え 120万円以下 の場合	550万円以下 (1,550万円以下)	650円 【1,000円】	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円
第3段階②	120万円を 超える場合	500万円以下 (1,500万円以下)	1,360円 【1,300円】	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

（ ）内は介護老人福祉施設・短期入所生活介護・療養介護を利用した場合の負担限度額です。

【 】内は短期入所生活介護・療養介護を利用した場合の負担限度額です。

※1 年金収入額等＝課税年金収入額＋非課税年金収入額＋合計所得金額

※2 第2号被保険者は年金収入額等に関わらず、預貯金額は単身1,000万円以下（配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下）であることが要件になります。

対象条件1、2、3の全てに該当しない場合、居住費、食費は、上記の金額以上の料金となります。料金の詳細については各施設へお問い合わせください。

裏面もあります

以下の申請に必要なものを確認の上、市役所介護保険課（第二庁舎1階）及び各支所窓口に提出、又は市役所介護保険課宛に郵送で申請してください。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、返信用封筒を同封しています。可能な限り郵送にてお手続きいただきますよう、御協力をお願いいたします。

申請に必要なもの

1 長野市介護保険負担限度額認定申請書

記入をお願いします（裏面の同意書の記入、捺印もお願いします）。

2 預貯金額等の分かるもの

（例 普通預金・定期預金の通帳等の写し、有価証券等の写し）

- ・口座情報が分かるページ（金融機関名、支店名、口座名義人が記載されているページ）
- ・申請日から直近2ヶ月以内の最終残高が分かるページ

（申請日から直近2ヶ月分の履歴及び最新の記帳がされているか確認してください）

※配偶者（別世帯も含む）がいる場合は、配偶者の通帳の写しも必要です。

問い合わせ先

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

長野市役所保健福祉部介護保険課

TEL 026-224-7871

事務連絡
令和5年4月18日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省老健局老人保健課

新型コロナウイルス感染症対応に係るパルスオキシメータの
介護老人保健施設等への無償譲渡について

平素より、新型コロナウイルス感染症対応にご尽力賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対応に係るパルスオキシメータについては、これまで、地方自治体等に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第64条の規定に基づく無償譲渡を行ってきたところですが、今般、新型コロナウイルス感染症に広く対応できるよう、パルスオキシメータを介護老人保健施設及び介護医療院に対し無償譲渡することとしました。

つきましては、無償譲渡を希望する施設が申請するための専用フォームを設けましたので、貴自治体におかれましてはご承知おきの上、多くの施設にこの無償譲渡の枠組みを活用いただけるよう、管内の介護老人保健施設及び介護医療院に周知のほど、よろしく申し上げます。

記

（1）配布対象

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に対応いただく介護老人保健施設又は介護医療院（現在、新型コロナに対応していないが新た

に新型コロナに対応する場合も含む。)

(2) 配布物

○ 成人用パルスオキシメータ

※ 譲渡対象となる機種は別紙のとおりです。ただし、機種等の指定はできません（複数機種を組み合わせる譲渡する場合があります。）。

(3) 配布数

○ 1施設あたり3～5台程度を想定しています。

※ 申請施設数を踏まえて、1施設あたりの配布数を厚生労働省において決定させていただきます。なお、全ての申請施設に対して同じ台数を配布できない場合があることをご承知置きください。その場合の台数の決定はなるべく均等になるように無作為に行います。

(4) 申請期間

○ 令和5年4月19日(水)～令和5年4月25日(火)

※ 先着順ではないため、期間内であれば、いつお申し込みいただいても差し支えございません。

(5) 申請方法・譲渡の流れ

○ 以下の厚生労働省ホームページにおいて、譲渡希望を受け付ける専用フォーム、当該申請に係る手続等の詳細について掲載しています。

厚生労働省ホームページ：

<https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/pulse2023roken>

○ 本事務連絡に記載されている事項全て及びホームページ内に掲げる項目について同意の上、譲渡を希望する際は、専用フォームにて下記に掲げる必要事項を入力の上申請してください。

(入力事項)

- ・施設名
- ・配送先の郵便番号、住所
- ・担当者名
- ・連絡先（電話番号、メールアドレス） 等

※ 申請回数は1施設当たり1回とさせていただきます。重複する申込みがあった場合は、最後の申込みを有効と見なします。

※ 申請後、配送先住所等に誤りがあり、訂正・変更等行う場合は、再度申請を行ってください。最後の申込みを有効と見なします。その場合、専用フォ

ームにおいて、「再申請」を選択してください。

※ 可能な限り速やかにお届けすべく、お届けの日時指定はできません。また、個別の配送状況のお問い合わせもご遠慮ください。

(6) 返品・交換について

- 機器の破損、初期の動作不良等の場合も含め、譲渡されたパルスオキシメータの返品、交換の受付は対応しません。
- また、パルスオキシメータの廃棄は各施設の負担で行ってください。廃棄方法（分別等）に関しては、各自治体のルールに従ってください。
- パルスオキシメータの使用方法等に関する疑義は、機種毎に添付文書に記載されている製造販売業者へお問い合わせください。

【連絡先】

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
パルスオキシメータ無償譲渡担当
メールアドレス：pulse-info@mhlw.go.jp

以上

(別紙) 譲渡対象機種一覧

メーカー名	主な機種名
株式会社ICST	S0シリーズ
株式会社アルファメッド	CMS50D
KAEI株式会社	KA200
カフベンテック株式会社	PC-60B1
株式会社グロックス	YX301
ケンツメディコ株式会社	パルモニ
コニカミノルタジャパン株式会社 (※1)	PULSOX-Lite
株式会社歯愛メディカル	パルスフロー
スター・プロダクト株式会社	オニックスVantage
ダイキン工業株式会社	ライトテックDP1
株式会社ちやいなび	MD300CN350
テルモ株式会社	ファインパルス
株式会社東正メディコ	ナーストP0
株式会社ニューロシューティカルズ	リング02
株式会社フォラケア・ジャパン	P0200
フクダ電子株式会社	MD300C22
株式会社富士コンテック	FC-P01
株式会社富士メディカルサービス (※2)	POF-01
村中医療器株式会社	MMI パルスオキシメータ フィンガー

【備考】

以下のメーカーについては、添付文書に記載されている連絡先ではなく下記連絡先へお問い合わせください。

(※1)

コニカミノルタジャパン株式会社ヘルスケアカンパニー本社

IoT 事業統括部 バイタルセンシンググループ お客様相談室 03-6324-1052

(※2)

富士メディカルサービス販売管理部 info@fuji-medicalservice.co.jp

弁護士から学ぶ

受講受付 5月11日まで

別紙3

真面目で優秀な職員が ハラスメントで燃え尽きないための 3つの方法

5月12日(金)
～5月25日(木)



講師
弁護士 外岡 潤

●受講料（税込）/1名

一般 3,000円 賛助会 1,500円

POINT

- ・まず押さえる対外的「ハラスメント」の種類
- ・雇用主である法人が全ての職員に対して負う法的義務とは
- ・ハラスメントから職員を守る体制づくり ～3つのポイント～
- ・現場職員から報告・相談を受けたときの対応法
- ・ハラスメントの見分け方、具体的な動き方
- ・最終手段「解除」何に気をつければよい？どんなときに解除できる？

※配信期間中は、24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了できるようご視聴ください。セミナーは90分程度です。

～講師プロフィール～

弁護士法人おかげさま 代表

東京大学法学部卒業後、複数法律事務所勤務を経て、平成21年法律事務所おかげさま開設。介護・福祉の弁護士として介護事故訴訟などを多く扱っている。

ホームヘルパー2級、ガイドヘルパー資格等を有し、専門的な話を分かりやすく楽しく説明することで好評である。

お問い合わせ先・申込先



公益財団法人 介護労働安定センター 長野支部

〒380-0836 長野市南県町1082 NDEビル 5F

TEL:026-232-0898 FAX:026-232-0906

E-mail: nagano@kaigo-center.or.jp

～受講をご希望の皆さまへ 下記お申込み手順等をご確認のうえ、FAX・メール等でお申込みください～

【手順1】「受講を申し込む」 ホームページからもしくは受講申込書に下記項目全てご記入(入力)の上、FAX又はメール等でお申込みください。
FAXの場合は、右記番号あてに本状をFAXしてください。(FAX 026-232-0906)

【手順2】「請求書(振込票付き)」 を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の2週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順3】「受講料を振込む」 請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。
【注意事項】①振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
②振込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
③『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
④お振込みいただいた受講料は、開催決定(開催日から起算して14日前)以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。

【手順4】「受付完了」 お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。
※当センターの都合で開催を中止する場合は、電話等でご本人にご連絡の上、お振込み金額を返金いたします。(この場合の振込手数料は当センターが負担します)

【手順5】「視聴用URL記載メール」 を受け取る。セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

受講申込書 ※の箇所は必ずご記入ください		
<p>「真面目で優秀な職員がハラスメントで燃え尽きないための3つの方法」 (配信期間：5月12日(金)10時～5月25日(木)17時まで) 【受講料(税込)：3,000円 賛助会員：1,500円】</p>		
申込者名※	フリガナ	役職をご記入ください。
法人名※		賛助会員の確認欄 (該当項目に○)
事業所名		会員 ・ 非会員
住所・連絡先※	〒	TEL FAX
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので必ずご記入ください。	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び「留意事項」に同意しますか。(同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。)	<input type="checkbox"/> 同意する

<Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項> ※お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆**禁止事項**◆

- 本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。
- 本WebセミナーのSNS上への掲載。
- 本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。
- 本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆**注意事項**◆

- Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
- 受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
- Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いいたします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
- 当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。※お問合せ先等は、本案内の1枚目をご確認ください。

長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報

ご 注 意 ！

布団の処分や点検を口実にした 強引な訪問販売

<事例>

「処分してもよい布団はないか」と業者が訪問に来たので、押し入れにある座布団を引き取ってもらうことにした。すると、業者が勝手に上がり込んで押し入れを開け、羽毛布団などを勝手に出し、「このままではだめになってしまうので、リフォームしたほうがよい」と強引に勧めてきた。仕方なく、20万円の契約をしてしまった。高額過ぎて支払えない。(80代女性)

【トラブルに遭わないためのポイント】

- ・業者が訪問してきても、安易に家の中に入れてないようにしましょう
家の中に入れてしまうと、点検を強いられたり、布団の購入やリフォームの契約を勧められたりする恐れがあります。
- ・事業者の訪問は、1人で対応せず、家族や周りの人に同席してもらいましょう
- ・クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります
※クーリング・オフのはがきの書き方などは、消費生活センターのホームページにも記載しています

※困ったときは、消費生活センターに相談しましょう

- ◆ 近所の高齢者の方に「声かけ」「見守り」を日頃から行い、消費者被害の未然防止と、被害に気づいていない人には、気づかせる機会を設けてください。

「自分は、大丈夫」と思っているあなた、・・・騙されやすいタイプです。

～ 不安を感じたら迷わず電話 ～

- ◆ 長野市消費生活センター 224-5777
(消費者ホットライン 188)

【発行元】

長野市地域・市民生活部 市民窓口課
消費生活センター
〒380-0835
長野市大字南長野新田町 1485-1
長野市もんぜんぷら座 4 階
電話 026-224-5777
FAX 026-223-1818